

令和6年度 第2回 八千代市子ども子育て会議 会議録

- 1 日時：令和6年7月29日（月）午前10時00分～午前11時00分
- 2 場所：八千代市福祉センター4階 第3・4会議
- 3 議題：（1） 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度版実績報告について
（2） 計画における量の見込みの考え方
（3） 八千代市こども計画の体系骨子（案）について

4 出席者氏名

【委員（順不同・敬称略）】

別府	さおり	委員（会長）
井上	早苗	委員
田中	麻美子	委員
藤澤	彩	委員
安藤	浩子	委員
柿沼	芳枝	委員
河島	和城	委員
長谷川	浩一	委員

【事務局（組織順）】

斉藤	正	子ども部 次長
渡邊	修宏	子育て支援課 副主幹
木村	厚子	子育て支援課 主査
加納	雄二	子育て支援課 主査補
福田	圭介	子育て支援課 主査補
平野	龍生	子育て支援課 主事
高倉	啓安	子ども保育課 課長
清宮	久美江	子ども保育課 所長
下野	広樹	子ども保育課 主査
榎本	智子	子ども保育課 主査
白井	啓介	子ども福祉課 課長
松本	亮二	子ども相談センター 所長
立石	貴紀	母子保健課 課長
湯浅	知恵	母子保健課 副主幹

（事業者）

㈱ナレッジ・マネジメント・ケア研究所

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴者 1名/5名

7 会議録

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私は本日進行を務めます子育て支援課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日会議の説明をさせていただきます。本日の会議は公開で行います。また、会議録作成のため、録音をさせていただくことをご了承ください。なお、発言の際には、お手元のマイクのボタンを押して、赤いランプが点灯後お話いただきますようお願いいたします。

次に傍聴人にお知らせいたします。配布資料につきましては、会議終了後に回収させていただきます。配布資料の交付を希望される場合は、費用をご負担いただきますのでご了承ください。

続きまして本日の欠席委員をご連絡いたします。中村委員、丸山委員、廣見委員、櫻井委員、朝比奈委員、杉崎委員、中川委員は所用により欠席しております。

それでは規定により会議の議長は、会長が務めることになっておりますので、別府会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【別府会長】

ではただいまから令和6年度第2回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。本日の出席者数は、8人でございます。会議の定足数に達しておりますことをご報告いたします。委員の皆様には、会議の進行に当たりましてご協力くださいますようお願いいたします。

それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。初めに議題（1）第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の令和6年度版実績報告についてです。事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、議題（1）第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画実績報告についてご説明させていただきます。お手元に令和6年度版の実績報告書をご用意ください。

こちらの実績報告書は、計画に基づき、令和5年度に取り組んだ事業について、各事業の担当課が評価したものを取りまとめたものです。本議題に際し、事前に実績報告書を送付し、ご意見をいただいております。資料6-2-1に回答をまとめさせていただきましたので、主に、1ページ目の（2）、基本目標における各事業の実施状況について、ご説明させていただきます。

1ページ（2）「基本目標における各事業の実施状況」をご覧ください。全81事業のうち、A達成と評価した事業が47事業、全体に占める割合は58%となっております。

次にB達成できなかった部分はあるが、達成できた部分の方が多いと評価した事業が、29事業、全体に占める割合は、35.8%となっております。

次にC達成できた部分があるが、達成できなかった部分の方が多いと評価した事業が4事業、全体に占める割合は、4.9%となっております。

次に、D未実施と評価した事業が1事業、全体に占める割合は1.3%となっております。

次に、E休止・廃止と評価した事業が、0事業となりました。

昨年度と比較いたしますと、Aは3事業の増。Bは3事業の減。Cは2事業の増。Dは1事業の減となり、全体の評価としては、B、Dと評価した事業は減少し、A・Cと評価した事業が増加しました。

個別評価の実施状況につきましては、令和4年度よりも実績を落とした事業はございませんでしたので、実績を伸ばした事業についてご説明いたします。

7 ページ目の下段、整理番号 1306 をご覧ください。事業名「幼稚園と保育園等の連携・情報共有」でございます。子ども保育課が所管し、評価を行っており、昨年度のB評価からA評価となりました。令和4年度はリモートによる、八千代市幼稚園教諭・保育士合同研修会を実施しました。令和5年度は、同様の研修会をテーマ変え、会場にて実施したことにより、円滑な情報共有を図るための機会の場を提供することができましたので、A評価となっております。

18 ページ目の下段、整理番号 2124 をご覧ください。事業名「地域子育て支援拠点事業」でございます。こちら、子ども保育課が所管し、評価を行っており、昨年度のB評価からA評価となりました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各事業の中止や保育所併設の地域子育て支援施設休止や各施設での出前事業は予約制にて実施しておりました。令和5年度は中止や休止をすることなく、出前事業については予約制を廃止し、交流の機会を設けることができましたのでA評価となっております。

35 ページ目の下段、整理番号 3154 をご覧ください。事業名「保育者同士の交流や学習の支援」でございます。障害者支援課（児童発達支援センター）が所管し、評価を行っており、昨年度のB評価からA評価となりました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施ができなかった事業がありましたが、令和5年度はコロナ渦以前同様に事業を実施することができ、保護者同士が顔の見える関係を築く機会となり、学習することができたため、A評価となっております。

前後しますが 16 ページ目の下段、整理番号 2121 をご覧ください。事業名「ファミリーサポートセンターの利用促進」でございます。子ども保育課が所管し、評価を行っており、昨年度のD評価からC評価となりました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響で、利用促進を十分に促すことが困難な状況でしたが、令和5年度には、公立保育園などで周知や児童発達支援センターでの保護者向けに説明会を実施しました。また、市役所の行政情報モニターにて、会員募集の周知に努め、利用促進の広報活動を行うことができたのでA評価となっております。

17 ページ目の上段、整理番号 2122 をご覧ください。事業名「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」でございます。こちらは子ども福祉課（子ども相談センター）が所管し、評価を行っており、昨年度のE評価からC評価となりました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響で、委託先の本事業が受入休止となっていたため休止としていましたが、令和5年10月から受入を再開したため、ホームページで周知を図りました。宿泊を伴う預かり機能を確保することができましたが、利用実績につながらなかったためC評価となっております。

令和5年度実績の傾向につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う利用制限等が解除され、各事業がコロナ渦前に戻ったことにより、令和4年度と比較して、前年度実績同様に令和5年度は評価が伸びております。

以上で議題1の説明を終わります。

【別府会長】

ありがとうございました。それではただいまの議題につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

（発言なし）

ないようですので、次の議題に移らせていただきます。議題（2）計画における量の見込みの考え方に

ついて、お願いいたします。

【事務局】

お手元の資料6-2-2をご覧ください。今回策定する八千代市こども計画（仮称）に向けて、今後見込まれる教育保育の具体的なニーズ量と、それに対する供給計画といった、具体的な数字を掲げていくことが国から求められています。「市町村子ども・子育て支援事業における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて量の見込みを算出していきます。

お手元の資料の（1）の矢印のイメージ図にありますように、令和6年1月に実施された「子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」の結果及び、計画期間中の対象児童数の推計をもとに、量の見込みを算出していきます。

資料の（2）にございます2つの表ですが、どちらも量の見込みにおける8つの家族類型の種類についてお示ししたものとなります。上の表は縦軸が父親の終了状況、横軸が母親の就労状況となっており、それぞれのタイプをマトリクスで示した表となります。その下の表は、上の表をわかりやすく「父母の有無と就労状況」に応じたAからFの8つのタイプを示した表となります。

裏面のページをご覧ください。（3）では、今ご説明させていただきました8つの「現在家族類型」の割合の算出から、量の見込みの算出までの具体的な算出方法、算出手順をお示ししております。

「潜在家族類型」では、母親でパートタイムの人がフルタイム就労する意向、無職の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する意向により、近い将来の家族類型を算出します。

「事業利用意向率」では、年齢別・潜在家庭類型別に、幼稚園、保育所、認定こども園等、利用したいと回答している教育・保育事業の割合（利用意向率）を算出します。

「将来児童推計」では、コーホート変化率法により、計画期間中における対象児童数を推計します。

「量の見込み」では、年齢別、家庭類型別の将来児童数に利用意向率を掛けることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

（4）ではこの算出方法、算出手順に基づき、量の見込みを算出したときの一例をお示ししておりますのでご参照ください。

最後に（5）地域の実情の反映についてご説明させていただきます。国の手引きでは、今ご説明したような、国が示す算出方法を必ずしも採用する必要はなく、過去の教育保育施設の利用状況と、サービスの利用実績や待機児童数から推計するなど、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能とされています。

地域の実情の反映の1つとして、利用実績や潜在ニーズの反映があります。アンケートによる調査、仮想評価法においては、実態以上の希望が評価されるなどのバイアスがあることから、利用実績や潜在ニーズを用いた積算を行います。

2つ目としては、女性就業率の推移の反映があります。保育の利用意向は母親の就労状況と強い相関関係があることから、上記に加えて、女性の就業率の過去の推移などから、将来の就労移行を推計した上で、将来の保育ニーズ（学童保育を含む）を推計する際の参考にします。

国の出した考え方を参考にしながらも、こうした条件を勘案して、八千代市の実態に沿ったニーズ量を見込んでいく予定となっております。量の見込みの考え方についての説明は以上となります。

【別府会長】

ありがとうございました。それではただいまの報告事項につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。

井上委員お願いいたします。

【井上委員】

質問になりますが、今の6－2－2の資料の（１）から（３）までが国の算出手引きという理解でよろしいでしょうか。

【別府会長】

こちら事務局から、今のご質問に対して回答をお願いいたします。（１）から（３）までが国の手引きの手順でよろしいでしょうかというご質問ですが。

【事務局】

はい、その通りでございます。

【別府会長】

ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。井上委員お願いします。

【井上委員】

その上で、八千代市のこども計画をこれから立案するということ。今日の３つ目の議題に入るということになりますか。

【別府会長】

この手引きに従った量を見込んだ上で、計画の立案作成になっていくという流れかと思いますが、今日のおそらく議題（３）との関連ですかね。

【藤澤委員】

この確保方策についてご説明いただけますか。量の見込みの出し方はわかりましたが、今回の事業の報告について、八千代市の今の状況だとか、子ども・子育て支援事業だとか、現在の状況で何が十分で何が足りないのか、或いは傾向だとか、今後の予定だとかについて具体的に簡単にご説明をいただけたらと思いますが。

【別府会長】

ありがとうございます。では、今ご質問２点上がりましたけれども、量の見込みの算出を踏まえて、これからどうしていくかという計画の部分と、あとは今わかっている具体的なことについて、事務局からご回答いただければと思います。

【事務局】

現在、この国の量の見込みの算出の考え方に基づいて、計算の方を行っており、それが実際の実績とどう解離するかは今後、見た上で庁内調査にて、実績と解離がないような形で、確保策を調整して決定していくという流れになってきますので、次の第３回会議で、その辺の数字をお示しできればと考えておりま

す。そこで、お示しできない場合でも状況についてはご案内できればと考えております。

【藤澤委員】

実績報告について、今回数字だけいただいたので、これを読み取るのがなかなか大変です。令和6年度の傾向について、1号だとか2号だとか足りているのか足りていないのか、どの地域が余っているとか、どの地域が足りていないだとか、その辺りの傾向が分かったら簡単で構いませんので教えていただきたいと思いますが。

【別府会長】

今わかっている範囲のことで結構ですので、教えていただければありがたいです。

【事務局】

今年度の状況というところで、例年我々の方でも実績が出た段階で人口の推計、人口の実績値とあわせて状況を確認しておりますが、今年度の状況といたしましては、乳幼児の全体の人口に対する乳幼児の割合を出しており、まず乳幼児、乳幼児人口全体の推移としては、昨年度と比較して、0歳、1歳でおよそ100人ずつ程度減少しており、乳幼児人口全体は令和6年度で、全0歳から5歳まででマイナス177人と、減少傾向に入っているような様子が見受けられる状況となっております。

これに対しまして、乳幼児人口に対する保育園に対する申請の割合、ニーズと言われるような部分に関しては、微増という状態になっております。全体としては、2.3%の上昇となっており、このうち2歳以上の年齢に関しましては増加という傾向にありますが、0・1歳に関しましては先ほど申し上げましたように、人口全体の減少が影響したのか、0歳で0.2%の減少、1歳で0.5%の減少という状況になっておりまして、2歳から5歳、全体としては上昇傾向にあると見受けられるところではありますが、それがやや、これまでの保育ニーズの高まりに比べて、人口の減少とつり合いつつあるのかなと我々としては見ています。

【藤澤委員】

3歳以上の3、4、5に関して、1号がかなり減っているように感じるのですが、その辺りの割合というか変化だとか何か分かりますか。

【事務局】

2歳から5歳の部分に関しましては、順番になりますが、2歳がまず49人の増加、3歳が44人の減少、4歳が71人の減少、5歳が83人の増加という、こういった状況になっております。

【藤澤委員】

それは人口のことですか。

【事務局】

はい。人口のことです。これに合わせまして乳幼児の申請の割合としましては、2歳が4.7%の増加、3歳が3.8%の増加、4歳が2.4%の増加、5歳が2.8%の増加という状況になっております。

こちら申請の割合の変動につきましては、保育所の増設ですとか、特に0・1歳でニーズが高かったところが上がってきた影響等もありますので厳密な詳しい分析というところには至っておりませんが、

市の地域ごとに見ますと、緑が丘地区がこれまで増加傾向にあったところから、1歳児人口が今年度初めて減少するという状況になっており、高津緑ヶ丘地区の1歳児が62人に減少しているという状況になっており、緑が丘地区の大きな開発の中に人口が入ってきた状況で、一番多かった時期というのがある程度過ぎて、2歳、3歳、4歳が減少状況にあるというのは、生まれてきた子が育って少し間があいて、2人目のお子さんが生まれるとか、そういった状況で、ある程度、緑が丘西、緑が丘地区につきましても、今の住居の状況に対しての流入の状況というのは、多少落ち着きが出てきたように見受けられる状況となっております。

ただ、こちらに関しましては、何分これだけ大きい規模の開発というのが八千代市もあまり例がありませんでしたので、コーホート変化率法での推計ですとか、今後の動向を見ながら、またさらに詳しい分析を進めて参りたいと考えております。

【別府会長】

ありがとうございました。具体的な数とか人数については、第3回、或いはその前後あたりですかね、具体的な政策に繋がるような情報をいただけるということでもた、その時に確認できればと思います。

もう1点のご質問ですけれども、今回お示しいただいた6-2-2の資料ですね、こちらが今度次の議題3の6-2-3に、今直接繋がるかという、今回はまだ直結はしないということで、次の議題は前回のですね、検討を踏まえた改善点について、おそらく報告いただけるのではないかと思います。

【井上委員】

はい、ありがとうございます。ということは、この今の6-2-2の資料をもとに、これから作りますということで、認識、理解でよろしいですか。ありがとうございます。理解できました。

【別府会長】

ありがとうございます。それでは他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

ではよろしければ次に移らせていただきたいと思います。では続きまして議題(3)「八千代市子ども計画の体系骨子案について」お願いいたします。

【事務局】

それでは議題(3)「八千代市子ども計画の体系骨子案」についてご説明させていただきます。お手元の資料6-2-3八千代市子ども計画の体系骨子案をご覧ください。

こちらの計画体系骨子案については第1回子ども・子育て会議において、ご提言等をいただいたことを参考にご提示させていただくものになります。資料の左上に①から⑤でご提言等をまとめて記載させていただいております。こちらの提言等についてどのように整理等したかを①から順にご説明いたします。

① 全て平仮名で「こども」と、「子」が漢字で「子ども」の表現について整理するようご指摘がございました。こちらのご指摘を受け、次期計画の根拠法であるこども基本法の定義に基づき、表現についてはすべて平仮名の「こども」とさせていただきます。

② 基本的視点について、わかりやすい表現などに整理するよう提案をいただきました。こちらの提案を受けまして、基本的視点1を「こども視点」、基本的視点2を「子育て視点」、基本的視点

3を「こども中心の地域視点」とわかりやすい表現に改めました。

③ 基本目標1の表現について提言をいただきました。

こちらについては、提言に基づき「すべてのこどもの最善の利益を図る」という能動的な表現とさせていただきます。

④ 基本目標の表現について、実際に行うこととして表現するよう提言をいただきました。こちらについては、基本目標2から4の語尾に、「環境を整えます」という表現を、基本目標5から7の語尾に「支援を充実します」を加え実際に行うこととする表現といたしました。

⑤ 平仮名「こども」の定義などについては、説明書きをつけるなどの案をご提案いただきました。こちらについては、一番下の段をご覧ください。こども基本法においての平仮名「こども」の定義を加える形といたしました。

事務局としてはこの改めた形の体系骨子案で、こども計画の体系骨子といたしたいと考えておりますが、今後体系骨子の修正が必要な場合には、改めてご説明の上、修正等を加えて参りたいと考えております。

以上が八千代市こども計画の体系骨子案についての説明となります。

【別府会長】

ありがとうございました。前回の会議での意見等踏まえまして修正いただいたということでありがとうございました。

ではこちらの報告について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

柿沼委員お願いいたします。

【柿沼委員】

基本目標の、3つ目の質の高い教育保育ですが、これはぜひ、「こども視点」で入れていただけないかというふうに考えます。

この「すべてのこどもの最善の利益」というところと、この「質の高い教育・保育」というところを、事業の中でどんなふうに振り分けていかれるのか、ということが見えないところではありますが、こどもにとって質の高い教育・保育を受けられるということをぜひ、入れていただけないかと考えます。

【別府会長】

ありがとうございます。今のご意見は基本目標3を、基本的視点1の方に、移動させるという意味でよろしいですか。

【柿沼委員】

そうですね。移動させると、「こどもにとっての最善の利益」と重なるのかどうか、その辺りが見えませんが、ただこれまで「こどもを育む質の高い教育・保育の環境を整えます」と、大きく打ち出されたところから後退してしまうような印象を受けるもので、どうなのかと思いました。

【別府会長】

そうしますと、施策の方向性とも繋がる部分かと思います。もし前回の資料をお持ちでしたらそちらもご覧いただけるといいかと思いますが。まず事務局の方から、今のご意見について、「すべてのこどもの

最善の利益を図る」ということと、「質の高い教育保育を選択できる、受けられる」ということが、重複があるか、関連するか、施策としては方向性として別なのか、その辺りをご説明いただいて、その内容によっては会議の中でまた揉んでいきたいと思います。事務局からお願いいたします。

私からですが、前回の「参考」と左上に書いてある資料が、おそらくわかりやすいのではないかと思います。こちらにどういう施策が紐づいていくかという例を挙げて、整理していただいたのが前回のこの資料でした。こちらの基本目標、表現は今変わっていますが、最善の利益を図るということについては、こどもの最善の利益の尊重、こども若者の意見表明と参加の促進、児童虐待の発生予防と早期発見から再発防止、障害のあるこども、医療的ケア児とその家族への支援、ひとり親家庭の支援、生活困窮家庭の支援、外国籍のこどもや親への支援、これが例として挙げられています。

そのページの裏ですね。基本目標3の中身が教育保育施設等の整備。公立保育園の効果的な活用。教育保育の質の向上、一人一人が大切にされる教育保育の推進。こどもが豊かに育つ教育の充実。学校生活における相談支援など、となっています。井上委員お願いします。

【井上委員】

柿沼委員に質問したいのですが、今後退してしまうのではないかと懸念をされているというお話でしたが、どのあたりにその懸念があるのかお伺いしたいです。

【柿沼委員】

教育保育の質の向上というのは、こどものためにあるべきと考えます。前回のご提案で、親も子も一緒に成長できるということが基本的な視点として打ち出されていまして、こどもの成長にとっての事業なのだろうということが、そういった意味を含めていましたけれども、これ私が「子育て支援」の方が良いのではないかと申し上げたので、申し訳ないですが、「子育て視点」となると、この質の高い教育保育ということが、こどものために実施されるというよりは、それを選択できる保護者の方に大きな視点がいつているような気がして、そもそもこのこどもが健やかに育つまち、と掲げた大きな目標は、やはり「こども視点」で、教育保育の質を高めていくということを打ち出していきたいと私は考えます。教育の充実とか、学校生活における相談支援といった事業が並んでいます、それは「こども視点」の中に入れていただくのがいいのではないかと考えます。

【別府会長】

藤澤委員お願いします。

【藤澤委員】

私もこの辺りが引っかかっており、質の高い教育保育を選択できるとなるとこれは親の視点であって、質の高い幼児教育、教育・保育を、受ける権利という視点から言えばやはり、この中の先生がおっしゃるように教育保育の向上、一人一人が大切にされる教育保育の推進のあたり、それから学校生活、教育委員会関係のところはやはり基本的視点1の「こども視点」のところに入れるべきではないかなと、私もその辺りすごく違和感があったものですから、柿沼先生のご意見に私は賛成です。

【別府会長】

ありがとうございます。他の委員の皆様も、ご意見ありましたらぜひお願いいたします。田中委員お願いいたします。

【田中委員】

0歳から5歳ですと、働く親として、こどもが主体的にというよりは、親の方が働かなければいけないからという理由で幼稚園という選択肢もあるし、公立の保育園という選択肢もあるしという中で、子育てをする者として、こどもが主体的にというともう少し大きくなっていくところで、基本目標の1の方に入っているというところで、また別の視点として、目標として、「子育て視点」から考えると、養育者、子育てする側が高い教育保育を選択できるという、それを市が整えてくれるというのは、そんなに違和感があることなのかなと感じた。皆さんがおっしゃっていたのは基本的視点1の方で網羅していくということなのかなと理解したのですけれども。

【別府会長】

ありがとうございます。藤澤委員お願いいたします。

【藤澤委員】

一緒くたになっている内容をこどもの権利側とそれからこちらの親側と振り分けられたらいかかと考えます。例えば、幼稚園保育園等の連携、或いは小学校との円滑な接続あたりは、親の選択とはあまり関係がない。どちらかというとな質の向上、こどもの高い幼児教育、それから学校教育を受ける視点になってきますので、内容をうまく分けていただけたら、一緒くたにしないでというところですよ。

【別府会長】

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

まず基本的な考え方として、こどもが0歳1歳2歳、小さくてもできるだけ自分で決めるとか、保育園選ぶというのはもちろん難しいと思いますが、ご自分の思いを伝えるとか、周りはそれを汲む努力をする、それが最善の利益の尊重に繋がっていくということで、その視点は必ず必要だと思います。

そうすると基本的視点の1の中に、どこまで実現できるか、実現に向けていかなければいけないですが、教育保育の環境についても、こどもが選んだり意見を述べたりするということは重要なことで、それは基本的視点1の中に位置づくものとしては、含めた方がいいかと思います。

一方で、質の高い教育保育の環境を整えるという視点とか政策も必ず必要ですので、藤澤委員が言われたように、こどもが意見を述べる、選べる、ということと、具体的なその環境を整えるということを整理して分けていけるといいと思います。

そうすると今、先ほどの参考の資料の中に書かれているものを見ますと、どれが具体的に基本目標1で、どれを具体的に基本目標3の方にするといいかというのが出てこないですが、少し具体的な政策を整理するときに、今の観点で整理していただけるといいかなと思います。

それと併せてですが、今基本目標3の表現が、「質の高い教育保育を選択できる環境を整えます」。その選択というのが保護者の視点だというご意見ですけれども、こちらについてはこのまま保護者ももちろん選択できるということで、このままの文言にしておくのがいいのか、それとももうここは「質の高い教育保育の環境を整えます」、という形で、この「選択」という文言を外した方がわかりやすいのか。この

あたりいかがですか。

柿沼委員お願いします。

【柿沼委員】

今年度までの施策体系の中には、選択できるということがなかったので、新たにつけられた文言ですけれども、多分子育て支援という事でつけられたのだと思いますが、以前の方が教育保育の質を向上させていくという事が理解しやすい表現のように思いますが、私は「選択できる」という文言は無くてもよいのかと思いました。具体的な事業の整理がどこに位置づけるのかということにもよってくるとは思いますが、文言としては、なくていい感じがいたします。

【別府会長】

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。井上委員お願いします。

【井上委員】

確かにこの「選択できる」という言葉が、親にとっては「選択できる」と書いてもらえると、仕事をしながら、もう保育園ではなくて幼稚園にも、選択肢があるのかなという読み取りもできますし、ただこどもとして考えるとその0歳から3歳くらいの、保育園、幼稚園の子たちが、選択するのかなと、自分たちの意思で選択はできないだろうなと思い、この言葉がどちらにしてもいい意味でもある意味でも引っかかってしまうのかなというのは感じました。

【別府会長】

ありがとうございます。

どちらにもとれるように残しといた方がいいのか、混乱を避けるために、消した方がいいのか、というところかと思いますが、どうでしょうか。

保護者が選択できるようにしていくということ自体は全く間違いではないかと思えますけれども。

【藤澤委員】

柿沼先生のご意見は、この基本目標3をそっくり文言変えて基本的視点1の方に移すという考えですか。そうではないですか。

【柿沼委員】

そうではありません。藤澤委員のご意見いただいたように、事業を分けていてもいいですが、教育保育の質の向上といったときに、やはり「こども視点」で打ち出して欲しいという願いがあるという、そういう意味で申し上げました。

【藤澤委員】

内容の振り分けは必要かなと思うのですが、この基本目標3を基本的視点1の「こども視点」にそっくり移してしまうのも1つなのかなと思うところもあります。

選択できるあたりは基本目標4の「こどもを安心して産み育てる」のところに、育てる中で、こどもたちの保育施設だとか幼児教育施設の選択の保障みたいのを入れ込めるかもしれないと感じており、質の高い教育保育の充実というのは、やっぱり大事な言葉なので、どこかに残して、こどもたちの権利保障で

もあるし、「こども視点」で1の方に残した方がいいようにも思うので、ご検討いただきたい。

【別府会長】

ありがとうございます。参考資料の、施策の方向性を見ると、中身としては環境整備の方に当たるかなと思うので、丸ごと移動すると、環境を整えるものまで全部「こども視点」の中に入ってしまうかなというのもあるので、施策の振り分けと、基本目標を移動させるのか、文言変えるのか、というあたりかなと思いますが、事務局に確認ですが、具体的な施策を整えつつ、この基本目標の整合性をとって、それと合わせて検討していただくということは難しいですか。

今体系骨子については確定してしまった方がよろしいですか。

【事務局】

今後のぶら下がりによっては、そもそも基本目標等が変わる可能性もあると考えており、一旦この形でぶら下がりのところを進めさせていただいて、そこでお示しした段階で、あそこのぶら下がりはおかしいとか、だったらこれを上に持っていった方がいいのではないかとか、そういうご意見をいただいて、基本目標も含めて、柔軟に作成をできればと思います。

【別府会長】

わかりました。今日これについて決着をつけるというわけではなく、施策の振り分けをしながら整えていくということで、観点としてはこどもの最善の利益、こどもの選択、ということについて、質の高い教育保育と関連付けていけるかどうかという辺りかと思いますので、それについては、また第3回で出るという形ですかね。

【事務局】

第3回会議でお示しできるように進めて参りたいと思います。

【別府会長】

承知しました。では、委員の皆様からこれ以上ご意見ないようでしたら、これについては、また第3回に整備していただいたものをお示しいただくということで、お願いしたいと思います。

では、その他、議題（3）について何かございますか。

井上委員、お願いします。

【井上委員】

基本目標の5、6、7のところについて支援を充実しますという言葉が並んでいますが、これは「支援をします」ではなくて「支援を充実します」としている意図を伺いたいです。

【別府会長】

ありがとうございます。支援をするということなのか、充実していくということなのか。こちらについて意図の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

こちらについても、この先のぶら下がりですべて支援をするのみのものではないというところで、

「充実します」という言葉を付け加えており、その辺も今後見ていただきまして、ご意見いただければと思います。

【藤澤委員】

今回「こども」の幅が広いですが、若者の視点、「こども」の中に入るのかなという気がしますが、若者についての対応というか、方針をどう考えているのか伺いたい。

【別府会長】

若者についての方針というのは、前回ですと例えば、こども若者の意見表明が基本目標の1の方に入っており、基本目標7の方に安全防犯対策の強化とか、社会環境の整備等が入っていましたが、こちらは体系骨子を修正する上で、若者については変更点ですとか位置付けの変更とか、あとどんな方針でやっていくかということで話し合われたことがあれば教えていただければと思います。

【事務局】

方針になるかわかりませんが、基本的にひらがな「こども」に統一させたことで、広く捉えているという認識でおりますので、考え方は変わらないと考えています。

【別府会長】

藤澤委員がお聞きになりたかったことは大丈夫ですか。

【藤澤委員】

それが広い幅の施策であること、若者まで含めている、若者独自の問題だとか課題だとかあるかと思うので、そのあたりが包括できるような部分が、「こども視点」というところになってくるのかなという気はするのですが、あとは地域のあたりが来るのかなと思いますが。特に広い意味で捉えますだけで大丈夫かなというところです。

【別府会長】

ありがとうございます。このただし書きにあるように、心身の発達の過程にあるものも幅広く定義する言葉を用いた体系骨子となっていますが、これ具体的な施策になっていくと、例えばその若者の意見表明なんかは、その最善の利益を図るということに紐づき、若者も安全に暮らしやすい子育てができるような地域ということで、基本目標7に紐づいていくということで間違いないですか。

【事務局】

その通りでございます。

【別府会長】

そうしますと若者については今後具体的な計画になった段階では、必ず網羅されているということでしょうか。そちらについてもまた第3回のときに出されたもので、確認をしていくということにしたいと思います。

それでは、他にはいかがでしょうか。

(発言なし)

では、ないようでしたらその他に移らせていただきます。その他、事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

【事務局】

次回の第3回会議は10月下旬頃に開催する予定でございます。
日程につきましては後日改めてご連絡させていただきますのでご協力をお願いいたします。またお手元の封筒に第1回子ども・子育て会議の議事録をご用意させていただきましたので、後程ご確認をお願いいたします。

【別府会長】

ありがとうございました。次の会議は10月下旬ごろ開催予定とのことですので、よろしく願いいたします。

それでは以上で本日の会議を終了とさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。